

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について

社団法人 日本植木協会

この度、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長他から原発周辺県の植物性堆肥原料から生産された堆肥等が施用・生産・流通することがないように会員に対して周知する旨の要請がありました。

つきましては、会員の皆様には、下記の事項について御留意いただくようお願いいたします。

記

- (1) 原子力発電所事故後に17都県(注1)で収集された植物性堆肥原料(注2)(事故前に収集されたものであっても、事故後に、包装されることなく圃場等の屋外に放置されていたものも含む。以下「植物性堆肥原料」という。)については、有償・無償に関わらず、これを譲渡しないこと。
- (2) (1)の植物性堆肥原料を調達し、これを原料として堆肥を生産、譲渡しないこと。
- (3) (1)の植物性堆肥原料又はこれを原料とする堆肥(事故前に生産されたものであっても、事故後に、包装されることなく圃場等の屋外に放置されていた場合も含む。)を、農地土壤に施用(土壤改良資材等としての施用を含む。)しないこと。
- (4) 植物性堆肥原料、堆肥が滞留する場合には、適切に管理すること。

注1：17都県とは青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県である。

注2：植物性堆肥原料とは、樹皮(堆肥用に限る。)、落ち葉、雑草等をいう。